

## 森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業の 平成 27 年度新規活動団体募集について

平成 26 年 11 月 11 日  
千葉県里山林保全整備推進地域協議会

### (事業の趣旨及び目的)

森林・林業を支える山村の過疎化、高齢化が進むなか、これまで様々な資源の利用等を通じて地域住民の生活を支えてきた森林との関わりが希薄になってきています。

とくに、集落周辺の里山林では藪化の進行や竹の侵入等により、森林の有する多面的機能の発揮が難しくなっています。

このような集落周辺の森林の保全について、地域住民が森林所有者、NPO 法人、民間団体などと一緒に活動組織をつくり、森林の保全管理や山村を活性化するための地域活動に要する経費に対し、一定の費用を国が支援する制度が平成 25 年度より始まりました。

本交付金を活用したい活動組織におかれましては、本募集要領に基づき期日までにご応募ください。

なお、本交付金の事業終期は平成 28 年度(予定)であることから、平成 27 年度より新規に事業を開始する活動組織においては、後に記載の「3 ケ年の活動計画」のうち最終年度は交付金の対象とならない可能性があることをご了承のうえ応募願います。

### 1 応募条件

#### ○活動組織

- ①地域住民や森林所有者等、地域の実情に応じた方(3名以上)で構成されていること。
- ②国の実施要領に基づいた活動組織の規約の作成及び区分経理がされていること。
- ③活動する森林の所在市町村又は隣接する市町村に事務所を置いていること。
  - ・地域の自治会、NPO 法人、森林組合等が単独で実施も可能です。
  - ・森林資源利用タイプを実施する組織においては県内に事務所があれば県域での活動が可能です。

#### ○対象森林

- ①森林経営計画及び森林施業計画が策定されていない森林であること。
- ②活動組織と森林所有者とで利用協定を締結していること。
- ③活動面積は 0.1ha 以上であること。(森林空間利用タイプは除く)
  - ・現在、森林経営計画等が策定されていない森林であっても、活動組織が行う事業実施期間内に計画が策定予定の森林は交付金の対象外です。
  - ・森林空間利用タイプについては、上記の計画等が策定されていても対象となります。
  - ・森林所有者と利用協定を締結していれば、学校林や公有林でも活用が可能です。

### 2 対象活動

- 地域環境保全タイプ：集落周辺の美しい里山林を維持するための景観保全・整備活動、  
高密に侵入したモウソウ竹等の竹林の伐採・除去に向けた取組
- 森林資源利用タイプ：集落周辺の里山林に賦存する広葉樹等の未利用資源の利活用活動
- 森林空間利用タイプ：森林を活用した環境教育や研修、レクリエーション活動

### 3 交付単価

種類	単価	対象活動
①活動計画作成費 (初年度のみ)	15万円 (上限)	現地の林況調査、活動計画策定のための話し合い、計画の策定、研修等
地域環境保全タイプ		
②里山林保全	16万円/ha	雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉搔き、歩道・作業道の作設・改修、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留め・鳥獣害防止策の設置、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、傷害保険等
③竹林整備等	38万円/ha	竹・雑草木の伐採・搬出・処理、傷害保険等
④森林資源利用タイプ	16万円/ha	雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉搔き、歩道・作業道の作設・改修、木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・加工、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査、見回り、傷害保険等
⑤森林空間利用タイプ	5万円/回 年12回まで	森林環境教育、森林レクリエーション、生物多様性保全の調査、体験林業の際の安全講習、移動のためのバス借上、森林施業技術向上に向けた技術指導、傷害保険等
⑥資機材の購入	1/2以内	上記②～④の取り組みを行うにあたり必要な資機材の購入・設置(森林空間利用タイプでは購入不可)

※1 活動組織あたりの交付金の上限は、500万円／年です。

※同年度に同一箇所で複数のタイプ(②～④)の活動はできません。主たる取組みのタイプの交付単価を適用します。

### 4 交付金の使途

区分	使途
①～⑤	人件費（地域協議会で別に定める額を上限とします）、燃油代、傷害保険、車両リース代等賃借料、ヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・事務用品等の消耗品（単体の取得価格が3万円未満のもの）、郵便料・電信電話・運搬費等の通信運搬費、書籍、委託料、食糧費、印刷費、登記簿取得に係る経費等
⑥	刈払機、チェンソー、丸鋸、ワインチ、軽架線、チッパー、苗木、土留め柵等資材、薪割機、薪ストーブ、炭焼き小屋、あずまや、資機材保管庫、移動式の簡易なトイレ、携帯型GPS機器、設置費 ※パソコン、デジカメ等著しく汎用性の高い機材は対象外です

### 5 交付金の活用にあたっての主な要件

この募集要領内での様式は、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領(H25.5.16 制定 25林整森第74号)及び千葉県里山林保全整備推進地域協議会(以下「地域協議会」という。)で定めるものをいいます。

また、事業の実施に際し各種要件があることから、交付金活用希望の活動組織におかれましては、林野庁が定める本交付金の実施要領等を申請前に必ずご一読ください。(URL下記)

## [活動組織の要件]

- (1)代表者が定められていること。(代表者は会計責任者を兼ねることはできません)
- (2)国の要領等に定められている書類の調製、整備及び事業終了後も定められた期間の保管ができること。(活動組織は、会計検査院の抽出検査の対象となります)
- (3)安全講習の受講及び傷害保険への加入等の措置を図り、安全面に十分に配慮した活動ができること。

## [利用協定]

- (1)活動組織の代表者と森林所有者の間で協定書（様式11号）を作成していること。
- (2)協定書に定める活動計画書で事業開始年度より3カ年の活動計画を策定し、3年以上の継続した活動を行うこと。
  - ・3年間の活動が継続できなかった場合には、初年度に遡って交付金の返還が求められる場合があります。
  - ・活動組織や活動組織の構成員が森林所有者である場合には、登記簿等の土地の使用に関する権限が確認できるもので協定に替えることができます。

## [注意事項]

- (1)交付対象となる活動の期間は、国からの交付決定を受けたのち、地域協議会が各活動組織へ採択通知書を交付した日(採択通知日)から、平成28年2月21日（予定）までです。平成27年度においては、採択通知日は4月下旬を予定しています。
  - (2)交付対象となる森林の面積は、実際に活動を行う箇所の面積です。協定を締結した森林の面積ではありません。

また、協議会事務局が行う現地の調査及び実測に伴い活動タイプや面積が変更となる場合があります。
  - (3)交付決定額（対象活動②～④の場合は活動面積に単価を乗じた額、⑤は回数×5万円等）は、上限額です。最終的な交付額は、活動記録及び金銭出納簿等をもとに算定した額となり、活動実績に応じては減額となることがあります。
- 活動①～⑥において、活動記録や作業写真、領収書等の証明書類のない経費については交付の対象外です。

## 6 申請手続きについて

- (1)交付金を活用したい活動組織はまず、活動森林のある市町村の担当課まで次のことでお問い合わせ及びご相談ください。
  - ①その市町村で本交付金事業を実施しているか。
  - ②事業を実施したい森林において森林經營計画等が策定されているか。
  - ③その他、土地利用上の制約がないか。

・現況が森林であっても、地目が「農地」の場合は原則として対象外です。
- (2)上記について了解が得られましたら、次の書類を作成し、提出期限までに活動森林のある市町村に提出してください。
  - ・様式は地域協議会のホームページよりダウンロードできます。
  - ・複数の活動森林がある場合は、それぞれの協定毎に採択申請書を作成してください。

その場合、活動計画書以外の添付書類は写しで構いません。

### (3) 提出書類一覧

- ①採択申請書（様式第13号）
- ②活動計画書（様式第12号）
- ③計画図（活動計画書添付書類）
- ④活動組織規約（様式第10号）
- ⑤活動組織参加同意書（様式第10号別紙）
- ⑥協定書（様式第11号）
- ⑦資機材購入理由書（地域協議会が定める様式）

※記載例等は地域協議会ホームページ（URL下記）に掲載していますので参考にして下さい

## 7 提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成27年1月30日（金）必着  
(2) 提出先 活動森林のある市町村

## 8 その他

- (1) 市町村を経由して地域協議会に送付された申請書類等を基に、協議会事務局における事前調査（代表者からの聴取及び現地調査をする場合があります）を行います。  
その後、地域協議会総会を開催し（3月下旬を予定）、活動目的や活動内容等が国実施要領等に照らし適当と認められるか審査を行います。結果はすべての応募団体に通知します。
- (2) 平成27年度における募集は今回ののみです。年度内の追加募集はありません。
- (3) 採択となった場合でも、交付決定額（採択通知書に記載の額）は、国予算額によって、採択申請書（様式13号）に記載した額より減額となる場合があります。
- (4) 採択申請書等の書類については、地域協議会より国及び県（森林課及び林業事務所）に情報提供を行いますのでご了承ください。  
また、現地調査等は協議会事務局のほか、県及び市町村職員が同行する場合があります。
- (5) 申請書類の作成にあたっては、様式記載例やQ&A等を参考にしてください。関係文書は地域協議会ホームページ等からご覧になれます。（必要に応じ加筆します）

## 9 本交付金に関するお問合せ先

千葉県里山林保全整備推進地域協議会

事務局 NPO法人ちば里山センター内 電話 0438-62-8895

住所 299-0265 千葉県袖ヶ浦市長浦拓2号580-148

URL <http://chiba-satoyama.net/kyogikai>（様式、記載例及びQ&A等）

（参考：予定スケジュール）

